

学校施設の目的外使用を許可する場合の使用料

区分	使用料		
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
屋内運動場	3,600円	4,800円	4,800円
柔剣道場	2,200円	3,000円	3,000円
特別教室、クラブハウス、多目的ホール又は遊戯室	1,200円	1,500円	1,500円
屋外運動場	900円	1,000円	1,000円

備考

- 1 特別教室の使用料は、1室当たりの額とする。
- 2 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
- 3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、中竹野小学校及び高橋小学校にあつては1時間当たり300円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、奈佐小学校、港西小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあつては1時間当たり700円、城崎中学校にあつては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。
- 4 使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。